

食品安全委員会の 10 月の運営について

1. 食品安全委員会の開催

第 256 回 10 月 2 日（木）

(1) 食品健康影響評価の要請

- 以下の案件についてリスク管理機関から説明

家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令第 1 条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること
--

- 本件は現行の家畜防疫体制を強化するものであり、一層のリスク低減につながることは自明であることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することとされた。

(2) 食品健康影響評価

- 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬（2 品目）	クロフェンセット、フルフェンピルエチル
----------	---------------------

(3) 食品安全委員会の 9 月の運営について報告

(4) 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 8 月分）について報告

(5) その他

- 「事故米穀の不正規流通について」及び「中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について」事務局から報告
- 引き続き政府一体となった対応をとり、状況については委員会へ適宜報告することとなった
- メラミンによる健康危害に関しては、メラミンの存在のほかにシアヌル酸の影響も指摘されており、委員会として毒性などを確認しておく必要があることから、科学的知見を広く収集・整理し委員会へ報告することとなった

第 257 回 10 月 9 日（木）

(1) 食品健康影響評価の要請

- 以下の案件についてリスク管理機関から説明

農薬（4 品目）	イソチアニル、シメコナゾール、クロメプロップ、プロヒドロジャスモン
----------	-----------------------------------

(2) 各専門調査会における審議状況についての報告

- ・ 各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

農薬専門調査会 (2品目)	イミシアホス、フェリムゾン
------------------	---------------

(3) 食品健康影響評価

- ・ 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬（3品目）	クロラントラニリプロール、ピリプロキシフェン、プレチラクロール
---------	---------------------------------

(4) 米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果について、厚生労働省及び農林水産省から報告

(5) メラミン等に関する科学的知見について

- ・ 事務局及び参考人の名古屋市立大学 郡教授から資料「メラミン等による健康影響について（案）」について説明
- ・ 原案を一部修正の上、食品安全委員会のホームページに掲載することとなった

第 258 回 10 月 16 日（木）

(1) 各専門調査会における審議状況についての報告

- ・ 各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

添加物専門調査会 (2品目)	2-エチルピラジン、2-メチルピラジン
農薬専門調査会 (2品目)	ジクロシメット、ピラスルホトール

(2) 食品健康影響評価

- ・ 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬（2品目）	フルアクリピリム、ペンシクロン
---------	-----------------

(3) その他

- ・ 事務局から中国産冷凍いんげんからの農薬の検出について報告
- ・ 本事案については、引き続き政府一体となった対応をとり、状況については委員会へ適宜報告することとなった

第 259 回 10 月 23 日（木）

(1) 食品健康影響評価の要請

- 以下の案件についてリスク管理機関から説明

添加物（2 品目）	2-ペンタノール、2-メチルブチルアルデヒド
-----------	------------------------

(2) 各専門調査会における審議状況についての報告

- 各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

農薬専門調査会 （2 品目）	EPN、フェノキサニル
遺伝子組換え食品 等専門調査会 （1 品目）	HIS-No. 1 株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩

(3) 食品健康影響評価

- 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

遺伝子組換え食品 等（1 品目）	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と トウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性及び コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統と コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性 トウモロコシ<i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統からなる 組合せの全ての掛け合わせ品種 既に安全性評価が終了した次の2品種は除く ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性 トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種 ・トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び 除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とを掛け合わせた品種
---------------------	---

(4) 食品安全委員会の改善に向けた検討について、事務局が取りまとめた「改善の方向性」を基に、今後は具体的方策について議論することとなった

(5) リスクコミュニケーション（広報）改善PTの検討状況について、事務局から説明後、審議を行い、引き続き各アイディアの実現可能性について検討を行った上で、「食品安全委員会の改善に向けた検討について」に反映させることとなった。

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について報告

(7) 既存添加物の安全性見直しの状況について厚生労働省から報告

(8) その他

- 「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について」事務局から報告
- 引き続きホームページ等を通じ、注意喚起を続けていくこととなった

第 260 回 10 月 30 日（木）

（1）各専門調査会における審議状況についての報告

- ・ 各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

農薬専門調査会 （2 品目）	フェントラザミド、ヨウ化メチル
動物用医薬品 専門調査会 （3 品目）	① イミドカルブ ② セフキノム ③ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤 （コバクタン／セファガード）の再審査

（2）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成 20 年 10 月）報告

- ・ ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン及びヒドロキシプロピルデンプンに残存するプロピレンオキシドについては、厚生労働省において技術的に可能な範囲で低減が図られるよう自治体を通じて関係業者に要請することを予定していることから、その低減結果について、委員会への報告を依頼することとなった

（3）食品安全モニターからの報告（平成 20 年 9 月分）について報告

- ・ 報告への回答について、一部記述をより具体的にすることとなった

（4）食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について

- ・ 事務局から報告があり、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱以下、4 つのマニュアルの改正案について了承され、委員会の内部規程である基本指針等については決定とされた

2. 専門調査会の運営

（1）企画専門調査会

第 26 回 10 月 9 日（木）

- ・ 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について、各委員から出された意見を盛り込んだ上で、論点として取りまとめることとなった
- ・ 事務局から資料（第 10 回消費者行政推進会議資料（抜粋））について説明

（2）緊急時対応専門調査会

第 26 回 10 月 29 日（水）

- ・ 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の改正案について、改正理由及び改正部分を事務局から説明。食品安全委員会に諮る等所要の手続きを取ることにされた

- ・事務局から、事故米穀の不正規流通事案、中国における牛乳へのメラミン混入事案等の食品危害に対する食品安全委員会の初動対応を説明。緊急時における情報提供に係る今後の必要な取組について審議された
- ・緊急時対応のための情報の収集、分析、提供のあり方について、「リスクを早期に探知するための企業としての取組」をテーマに第2回ヒアリングを実施
- ・平成20年度緊急時対応訓練の改正案について事務局から説明。当初計画を変更し訓練を実施することが了承された

(3) 添加物専門調査会

第63回 10月21日(火)

- ・「5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム」について調査審議し、要請者に、安全性に関するヒトでの最近の知見について追加資料を求めるとともに、本日の議論で指摘された事項について修正等を行い、追加資料が得られた段階で、再度審議することとされた

(4) 農薬専門調査会

第16回 確認評価第二部会 10月3日(金)

- ・①「クロランスラムメチル」、②「酸化プロピレン」及び③「ヒドラメチルノン」について調査審議し、①については評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定。それ以外については継続審議とされた

第26回 総合評価第一部会 10月8日(水)

- ・①「アジンホスメチル」及び②「メチオカルブ」について調査審議し、それぞれについて評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定
- ・コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の評価のあり方について、審議の結果を踏まえ、資料を一部修正の上、幹事会に報告することを決定

第44回 幹事会 10月15日(水)

- ・①「クロルエトキシホス」、②「ジクロスラム」、③「スルフエントラゾン」、④「トリブホス」、⑤「プロファム」、⑥「ヘキサジノン」及び⑦「メフェンピルジェチル」について調査審議し、それぞれ評価書案を一部修正の上、食品安全委員会に報告することを決定

第24回 総合評価第二部会 10月17日(金) ※非公開

- ・①「テフリルトリオン」及び②「メソトリオン」について調査審議し、それぞれ評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定

第20回 確認評価第一部会 10月22日(水) ※非公開

- ・①「スピロテトラマト」及び②「テトラコナゾール」について調査審議し、それぞれ評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定

(5) 動物用医薬品専門調査会

第99回 10月28日(火)

- ・ ①「タウリン」及び②「塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤（プラニパート）及び馬の経口投与剤（ベンチプルミン－シロップ）」について調査審議し、①については「タウリンが動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、動物に残留したタウリンが食品を介して、ヒトの健康を損なうおそれがないと考えられる。」とすることが了承され食品安全委員会に報告することとなり、②については継続審議とされた
- ・ 厚生労働省から報告を受けた①「アミトラズ」、②「エトキサゾール」、③「オキシロニック酸」、④「シロマジン」、⑤「バルネムリン」及び⑥「ミロサマイシン」の推定摂取量等について確認された
- ・ 確認評価部会において審議する動物用医薬品の指定について審議し、3物質の追加指定が行われた

第100回 10月28日(火) ※非公開

- ・ ①「鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）」、②「鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）」、③「豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン（パルボテック）」及び④「塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）」について調査審議し、③については継続審議とされ、それ以外については「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書案を食品安全委員会に報告することを決定

(6) 器具・容器包装専門調査会

第2回 生殖発生毒性等に関するワーキンググループ 10月23日(木)

- ・ ワーキンググループにおける評価の進め方について事務局より説明
- ・ ビスフェノールAの生殖発生毒性、発達毒性、神経毒性に関する観点をレビューする際の評価の基準（案）の内容について審議。またこれらレビューを作成する際の具体的な作業内容についても審議
- ・ 厚生労働省に追加依頼した補足資料に関する回答について事務局より説明

(7) 化学物質・汚染物質専門調査会

第3回 鉛ワーキンググループ 10月24日(金)

- ・ 今後の鉛の食品健康影響評価の進め方について整理された
- ・ 鉛の有害影響と血中鉛濃度に関する個々の知見を小グループで確認することとされ、次回ワーキンググループを目標に小グループの担当者が小児と成人における総括レビューを作成していくことを了承
- ・ 事務局から食品健康影響評価の骨子（案）について説明が行われ、今後、食品健康影響評価を作成していく際の着眼点等について議論がなされた

(8) 微生物・ウイルス専門調査会

第4回 ワーキンググループ 10月8日(水)

- ・事務局から提示された「カンピロバクターの食品健康影響評価の基本的考え方」及び「食品健康影響評価書の骨子(案)」に沿って、食品健康影響評価を進めることを了承
- ・事務局から平成19年度食品安全確保総合調査結果の概要について報告
- ・春日専門委員から説明のあった平成20年度食品健康影響評価技術研究の中間報告を評価に活用することを了承
- ・事務局から提示された食品健康影響評価のスケジュールに従って進めることを了承

第3回 10月17日(金)

- ・オランダ等における微生物のリスク評価について、Prof. Dr. Ir. Arie H. Havelaar (アリー・ハベラー) オランダ国立健康環境研究所人獣共通感染症・環境微生物研究室副室長から、同研究所、欧州食品安全機関(EFSA)等での経験に基づき、カンピロバクターのリスク評価を中心とした微生物のリスク評価、リスク管理措置の費用対効果の考え方等について講演の後、質疑応答が行われた

(9) プリオン専門調査会

第51回 10月15日(水)

- ・事務局から、各国政府に送付した質問書に対する回答状況について説明
- ・事務局から「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(自ら評価)の評価手法案(たたき台二次修正案)」について説明後、「食肉」の評価手法に関する審議を行い、今後、本評価手法案に基づいて評価を行っていくこととされた
- ・農林水産省から飼料規制の遵守状況等について報告

第52回 10月31日(金)

- ・各国政府に送付した質問書に対する回答及び資料整備の進捗状況について説明
- ・前回の専門調査会までに仮訳等を配布した5カ国(オーストラリア・メキシコ・チリ・ブラジル・ハンガリー)について、回答書の内容を踏まえて追加確認が必要な事項に関し審議を行った
- ・厚生労働省が、BSE対策に関する調査結果等について報告
- ・厚生労働省及び農林水産省が米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果について報告

(10) かび毒・自然毒等専門調査会

第9回 10月14日(火)

- ・食品中の総アフラトキシンの食品健康影響評価について厚生労働省から説明
- ・専門委員よりアフラトキシンの毒性や、諸外国における評価状況について説明後、評価の進め方などについて審議

- ・ 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の一つとして検討されている、かび毒の評価実施の必要性、優先度などについて議論

(11) 新開発食品専門調査会

第1回 ワーキンググループ（体細胞クローン家畜由来食品）小グループ 10月6日（月）

- ・ 座長を選出
- ・ 体細胞クローン技術を用いて産出された、牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について、各担当で文献を精査し、知見を取りまとめたものについて、各担当から説明
- ・ 審議の結果、さらに新たな文献等も確認し、次回、議論することとされた

3. 意見交換会等の開催

(1) 意見交換会

「とくしま食の安全・安心シンポジウム」

10月9日（木）＜徳島県徳島市＞

- ・ 食品の安全性に関する理解を一層深めていただくために、徳島県との共催で、意見交換会を開催
- ・ 化学物質・汚染物質専門調査会の佐藤座長より「魚介類に含まれるメチル水銀」を例として、リスク評価について説明
- ・ 消費生活アドバイザー、食品企業、徳島県をパネリストに迎え、参加者と意見交換を実施

「食品に関するリスクコミュニケーション－ヨーロッパにおける微生物のリスク評価－」

10月17日（金）＜東京都千代田区＞

- ・ 食品安全委員会の主催で開催し、アリー・ハベラー氏（オランダ国立健康環境研究所 人獣共通感染症・環境微生物研究室副室長）から「オランダ及び国際的な微生物のリスク評価」と題し講演
- ・ 春日文子微生物・ウイルス専門調査会専門委員と会場参加者とともに意見交換を実施

(2) 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座

10月21日（火）＜広島県広島市＞

- ・ 食品安全委員会と広島県の共催で開催し、事務局から「食品安全のためのリスク分析（食品のリスクとのつきあい方）」と題して講演を行った後、ゲーミングシミュレーション「クロスロード」の説明とグループに分かれての演習を実施

(3) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーター育成講座

10月15日(水) <愛知県名古屋市>

10月22日(水) <山口県山口市>

- ・ 食品安全委員会と各自治体の共催で開催し、午前にリスク分析と食品安全委員会の役割について説明したDVD上映と、ファシリテーションの基礎知識に関する講義の後、ファシリテーションの基本的なスキルのいくつか(傾聴など)について実習を開催
- ・ 午後は参加者がグループに分かれ、アイスブレイクをした後、ワークショップのいくつかの手法を体験

(4) 関係団体等との懇談会

10月23日(木) 消費科学連合会と食品安全委員会委員との懇談会(第5回)

- ・ 事務局より食品安全委員会設立後の5年間を振り返り、これまでの取組と今後の課題等について話した後、消費科学連合会から食品安全委員会に対して、当委員会の役割や情報提供のあり方等に関する意見等が述べられ、これらについて意見交換を実施

4. その他

なし

以上